

## 高齢者等住宅リフォーム補助事業

飯田市では、高齢者等の介護予防及び住環境整備の推進を図るため、介護認定を受けていない50歳以上の方が居住する住宅のリフォームを行う場合に、予算の範囲内でその経費の一部を補助します。

### 住宅リフォームの補助申請ができる方

- ・ 介護保険の認定を受けていない1年以上飯田市にお住まいの(住民票の有る)50歳以上の方で、現在リフォームを考えている住宅に住んでおられる方。
- ※平成25年度から年齢要件を 65歳以上から50歳以上に拡大しました。
- ・ 飯田市内に本社のある法人又は個人(大工さんなど)が行う住宅リフォーム工事。

### 補助対象となるリフォーム

自宅で安全に、かつ、安心して生活できるよう住環境を整備する場合は該当し、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室、台所の改造などにより、対象者が自立した生活ができるようにする為の工事や、介護する者の負担軽減が図られるような工事が対象となります。介護保険の住宅改修工事にほぼ準じます。

- 例) ・ 既存の階段を改良し、その勾配を緩和する工事。 ・ 手すりの取り付け(便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事。 ・ 床の段差を解消させる工事。 ・ 床表面の滑り止め化(便所、浴室、玄関等の床材料を滑りにくいものに取り替える工事・トイレを和式から洋式に変更する工事など。

### 申請書に添付する書類

(申請書、委任状の書類は、市役所りんご庁舎又は各地区自治振興センター窓口にあります。)

- ① 工事見積書の写し、
- ② 図面等、
- ③ リフォーム工事を行う前の日付の入った現場写真(住宅全景と改修部分)、
- ④ 市税完納証明書(申請される方の証明書)、

※その他、必要に応じて、

事業者の方が申請書を預かり提出する場合は⑤委任状(様式有り)を申請書と一緒に提出してください。また、賃貸住宅等の場合は、⑥家屋所有者の承諾書(様式有り)が必要となりますので、介護高齢課にお問合せください。

### 注 意

- ・ 補助金交付決定通知書が届く前に着手した工事は対象となりません。
- ・ 申請前に着手又は完了しているリフォーム工事は補助対象になりません。
- ・ 新築又は全面的な改築・増築は対象となりません。

### 補助金額

一の世帯に対して、補助は1回のみとし、補助金の額は、対象工事に要する費用の30パーセント以内、上限10万円となります。

※詳細につきましては、→  
お問い合わせください。

問合せ先  
飯田市介護高齢課 高齢者係  
住所 飯田市本町1丁目15番地 りんご庁舎  
電話 (0265) 22-4511・内線 5381

飯田市長 様

申請者 住 所 飯田市  
氏 名  
電話番号

印

飯田市高齢者等住宅リフォーム補助金交付申請書

飯田市高齢者等住宅リフォーム補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。この申請にかかる介護保険、税法上の扶養親族等の資格確認のため、住民登録等の有無、介護保険利用状況、市民税の扶養親族の状況について、市が必要な事項を確認することに同意します。

記

受付番号			
リフォームの目的			
リフォームの内容 (工 事 内 容)	・ 改修箇所の図面、		
区 分	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
	住宅面積		住宅以外の面積 (店舗等)
施工業者	住所		
	名称		連絡先
工事予定金額 (見積金額)	円		
工事期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日		
他の助成制度の申請等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> (1) 工事見積書の写し (内訳明細の付いたもので施工業者の捺印があるもの)、 <input type="checkbox"/> (2) 図面等(改修工事予定箇所、工事内容が確認できるもの) <input type="checkbox"/> (3) 施工前の現場写真(住宅全体、改修部分) <input type="checkbox"/> (4) 市税の完納証明書 <input type="checkbox"/> (5) 家屋所有者の承諾書(賃貸住宅等賃借者の場合に限る) <input type="checkbox"/> (6) その他市長が必要と認める書類		
(注) 補助金の交付申請は、1戸の住宅について、1回限りです。			